

判例批評

不當労働行為としての經費
援助とその救済

内野 茂

近畿電気工事事件——滋賀地勞委昭三〇(不)八號、
昭三一・三・三〇命令

〔事實〕 近畿電機工事株式會社に於ては、以前、現場従業員と職員とで構成する全社的労働組合が存在していたのであるが、昭和二五年滋賀支店に於て、現場従業員相互の親睦、共済を圖ることを名目とする「共榮會」と稱する團體が発足した。

共榮會は成立當初より支店長及び、各營業所長が顧問又は參與として參加することを認めて居り、かつ經費について、使用者側より會員の個人會費の倍額補助を受けていた。昭和三〇年四月一日、共榮會のあり方に不満を持つ約百名の會員は自ら労働組合を結成した。之に對し同月上旬、共榮會は役員會を開催し、席上滋賀支店長は「労働組合を結成したものは共榮會の統制を亂すものとして除名すべきである」と發言、又役員會の中にも一般に反組合的言動が見られた。後日、採決の結果、組合員は共榮會から除名された。一方共榮會は六月より使用者の示唆す

るところに従い、會費を増額し、使用者は之に對しても倍額補助を續けていた。更に使用者は共榮會會員に對しては物資の配給を行い、且つ會費のチェック・オフを實行しているにも拘らず、組合の要請する福利厚生費の支給を拒否し、組合費のチェック・オフを拒否してきた。其の間に、共榮會は、顧問、參與を返上し、會則を改正し、労働條件の改善につき使用者と團體交渉を行った、然し營業所長等は依然として、従業員が組合に加入することには反對し、共榮會への加入を奨めていたことが立證された。又事實共榮會に在籍することを得策と判断し、組合への加入を見合わせる者もあつた。以上に對し申立人労働組合は共榮會に對する使用者の經費援助の中止命令、及び陳謝文を各事業所に揭示すべきことを命ずる處分を、滋賀地勞委に求めたものである。

〔判旨〕

(主文) 使用者は共榮會に對する經費援助を停止しなければならぬ。申立人の其の他の請求は棄却する。

(理由要旨) 使用者が、申立人組合結成後に於ても、引續き共榮會に對し經費援助をなしていることは、申立人組合の發展を阻害し、その團結權を侵害しているものであり、労働組合法第七條第三號に該當する不當労働行為である。而して共榮會はその運営のための經費援助を使用者より受けている事實は認められても、其の他の點については、使用者と團體交渉を行うなど、いわゆる法外組合としての存在が認められるのであるから、

將來に互り使用者のなす經費援助を排除すれば組合法上の労働組合となり得る。依って主文の如く命令することによって、申立人組合の救済目的を達成することにした。

〔評釋〕 判旨は不當労働行為の救済として不充分。以上事實認定及び救済方法について論評する。

一、事實認定について。事實認定については共榮會の法外組合性(法外の自主的組合の意に解する)を認めたことが問題になる。遡って、労働組合員が除名された以前の共榮會につき、労働委員会の認定したところに従って顧るに、その成立の過程、目的、構成員内容、活動、労働組合員の排斥、等何れも自主的労働組合と認定すべき資料はない。然るに労働組合員除名後の共榮會につき、該労働委員会の認定は、共榮會の會則改正、使用者と團體交渉を持った、と云う二つの事實認定を基礎にして、共榮會は、法外の自主的労働組合性を取得したと説明する様である。此の点につき私は躊躇を感じる。理由を次に述べる。不當労働行為の認定について「個々の行為自体は支配介入と云えなくても、関連する幾多の行為、一連の事實、を綜合して觀察するときは支配介入となる」(大分地勢委、昭二七不、第二號、昭二八・三・四命令、同題)といつた態度は労働委員会のなす事實認定一般について望ましい態度であると考ふる。此の事は、勞使關係が繼續的な、しかも對抗する關係であることに想いを致すならば容易にうなずかれよう。殊に労働組合運動が活潑化し、不當労働行為制度により使用者の反組合活動が禁遏され、ばされる程、使用者は組合に對

判例批評

し巧妙な手段を弄して對抗するであろうことは想像に難くない。御用組合をして規約の變更、或は團體交渉を行わしめる等、自主的組合性を假裝せしめることもあり得よう。(Charles O. Gregory, Harold A. Katz, Labor) 本件について考ふるに、成程共榮會の會則改正はあつたが、申立人も主張する如く、改正にあつて使用者の承認を得ていること、(労働委員会連報第三四八號所載)、團體交渉を行ったとは云え、經費援助を受けている以上、自主的團體交渉は期待し得ないこと、特定労働組合に對する反對ではなく、労働組合主義一般に對する反對的態度が共榮會に見られること、等を考慮して綜合的に見るならば、共榮會は、むしろ、自主的な組合ではない、と言う事實認定が出来るのではあるまいか。

二、救済について。本件類似の事件に於て、従來行われた救済方法を先づ擧げれば (i) 經費援助の停止命令、支配、介入の禁止命令の如き不作爲命令、(ii) 使用者が不當労働行為をなしたことを確認し、或はそれに對する陳謝を内容とするボスト・ノーティスを命ずる作爲命令、(iii) 御用組合との團交を拒否することを命じ、或は協約締結を禁止せしめる命令、(iv) 以上の各々の組合せ、等がある。然らば本件救済として何れが妥當とされるであろうか。そのためには、不當労働行為の救済制度趣旨、申立の範圍と救済の範圍、及び制度趣旨にかつた政策的考慮が注意されるべきである。順序として、先づ申立の範圍と救済の範圍との關係を吟味しよう。蓋し兩範圍が一致す

べきものとすれば、各種救済諸類型に照して本件救済方法を批評することは、無意味にならうから。扱て之に關する實定法規は、中勞委規則第三二條第二項に申立人は申立書に不當勞働行為を構成する事實、請求する救済の内容を記載すべき旨規定するものと、同規則第四三條に救済命令の正文には「……その履行方法の具體的内容」を記載することを要すると定めるものとが發見されるのみである。然し不當勞働行為制度は「——不當勞働行為によつて生じた具體的妨害を除去し、不當勞働行為の無かつた原狀に回復せしめ以て勞働者の團結を維持……」(中勞委昭二六(不)初一五號)することに存し、且つその目的に一層適合すべく、行政機關たる勞働委員會の行政處分に救済をゆだねたのであるから、勞働委員會は、本法の政策を實效あらしめるための積極的救済方法を講ずるため、廣い採量權を有するものであることは首肯出来る。依つて、申立人が具體的救済方法に互つて、勞働委員會に申立することは必ずしも必要ではないし、勞働委員會は、申立の趣旨に反しない限り事件に即した處分をなし得る。(通説)しかも申立の趣旨は申立人の請求する救済内容のみならず、申立人の主張する事實の中から綜合的に把握されるべきものと解する。然らば本件に關しては、如何なる救済命令を好ましかつたとなすべきか。(申立の趣旨を以上の如く解すれば救済援助禁止の故をもつて差別待遇禁止命令を出すことも可能であり、その逆も有り得るのではないかと云う事が問題になるが紙數の關係で此の問題には觸れないことにした。)此處で不當勞働行為の救済制度の政策的側面を考慮する必要が生ずる。と云うのは團交拒否命令を出すことがアメリカの

勞使關係乃至は勞働組合組織及び勞働者權の保障の仕方等に於て事情を異にする日本の場合に一般的に認められるかと云うこと、更に詳言すれば、第一に、企業別組合組織を一般とする日本の勞組の場合、その御用組合性の故に該組合の解散を結果に於て招來する如きことは將來自主的勞働組合として成長するかも知れない「若芽」を摘み取ることにはしなさいか、第二に、御用組合との團交を拒否せしめることは憲法の保障する團體交渉權を否認することにならないかと云う事が問題になるからである。一般論を離れて、本件に關する限りで解明を試みるならば、同一企業内に既に眞正な勞働組合が存在し、しかも共榮會そのものが、事實認定に關して述べた如く全く反組合的性格を持つ以上、自主的組合として保護し、眞正組合への成長を期待すべき基盤は失われていると云えないだろうか。又第二の點については、肯定説(木村慎二「坂大法學」否定説(沼田稻次郎著「勞働法學」第一一號三三頁所載)「續要」一〇〇頁註6)がある。私は勞働法的意味に於ける團體交渉は爭議權を裏に控え、使用者と對立關係にある勞働者團體に認められるところに歴史的にも、理論的にも意義があるものであり、御用組合の如く元來使用者と對立關係にない團體に團體交渉權を認めることは意味のないことと考へる。従つて本件に於て團交拒否命令をなすことはあなたがち不當とは考へない。又申立人の申立の趣旨にも反しないものと考へる。尤も事實認定に於いて、共榮會に法外の自主的組合性を認めた該勞委の立場からは、この結論として、團交拒否命令を求めるのは無理であらう。

扱て一步譲つて、該勞委の事實認定を正當と認めたとところで、申立人の求めたポスト・ノータイスは棄却されるべきであつたであろうか。法律的現状回復ではなく、現實的現状回復を旨とする不當勞働行爲の救済に於ては、ポスト・ノータイスは全従業員をして公に使用者の行爲から開放されたことを知らしめ、正常な組合活動を行うための自由を與える等、それ自身獨立の救済類型と考へるべきである。しかも此の種の救済命令をなすことは共榮會自體の正常な發展を助長する所以でもあろう。因つて判旨は少くとも部分的には失當であつたと考へる。

(一橋大學大學院學生)

農地買收計畫に對する異議申立につき
 いまだ決定がないのになされた訴願及びこれに對する買收計畫變更の訴願裁決の效力

市原昌三郎

昭和三〇年二月二十五日盛岡地方裁判所判決(昭二八年行)
地買收計畫等行政事件裁判例集第六卷第二號二〇三頁
取消請求事件

(事實) 岩手縣農地委員會は、原告所有の二筆の山林、同縣東磐井郡薄衣村字塞の神九十二番山林六反二十歩の全筆及び九

判例批評

十四番山林七反二畝歩のうち四反歩につき舊自創法第三十條第一項第一號により昭和二十五年二月五日未墾地買收計畫を樹立した。原告は同月二十日右買收計畫に對し異議の申立をなしたが、同委員會は六月三十日に九十四番山林については却下の決定をしたが九十二番山林については何等の決定をしなかつた。そこで原告は更に右山林二筆について被告知事に對して訴願した。これに對し昭和二十八年三月三十一日附で九二番山林のうち四反八畝歩についてのみ訴願を棄却し、その餘の部分については訴願を認容し買收計畫から除外する旨の裁決をした(七月三十一日謄本送達)。そこで原告は九十二番山林のうち四反八畝歩及び九四番山林のうち四反歩について縣農委會が樹立した未墾地買收計畫の取消を求めて本訴を提起した。

原告の主張、九二番山林については裁決の結果、又九四番山林については當初からいづれ一部買收であるにも拘らず、買收範圍を特定していない違法があり、更に右二筆の山林は農地造成に適しない土地であり、しかも、原告にとつて唯一の採草地でありその買收は原告の農業經營に支障を來たすおそれがあり、本買收計畫は違法である。

被告の答辯 原告の買收計畫に對する異議申立に對しては何れも却下の決定をしたのであるが、決定書作成に當り九二番山林に關する記載を遺脱した。しかしこのことは前記買收計畫の效力に何等影響を及ぼすものではない。買收範圍は夫々圖面を作成し特定してある。又右各山林は農地造成に適し、且つこれ